

鹿児島都市計画区域区分の変更

計 画 書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」

2. 人口フレーム

年次		令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)
区分			
都市計画区域内人口	市街化区域内人口	546 千人	532 千人
	配分する人口	—	484 千人
	保留する人口	—	3.5 千人
	(特定保留)	—	0 千人
	(一般保留)	—	3.5 千人

3. 変更理由

鹿児島都市計画区域については、昭和 46 年 2 月に区域区分に関する都市計画の決定を行い、その後、昭和 58 年 3 月に第 1 回、平成 8 年 6 月に第 2 回、平成 16 年 5 月に第 3 回、平成 26 年 10 月に第 4 回、令和 6 年 3 月に第 5 回の定期見直し等を行い、今日まで無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図ってきたところである。

当該区域は旧鹿児島市の行政区域全域からなり、県が定めた「かごしま未来創造ビジョン（令和 4 年改訂）」や市が定めた「第六次鹿児島市総合計画（令和 4 年策定）」と整合の取れた都市づくりを進めているところであり、区域区分は当該区域の将来計画及び構想等に対応し、「鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めることとしている。

今回の随時見直しは、平成 13 年の随時見直しにより市街化区域に編入したニュータウン慈眼寺団地地区について、予定していた宅地開発事業の廃止により、計画的な市街化の見込みがない土地の区域となったことから、今後の無秩序な市街化を抑制するため、市街化調整区域に編入するものである。